

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和4年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

| 処分年月日 | 事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地 | 営業所の名称及び所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反条項 | 違反行為の概要 | 違反点数付与状況 | |
|-----------|--|-------------------------|----------|-----------------------|---|--------------|---------------|
| | | | | | | 局内累積 違反点数 | 当該(営) 違反点数 |
| 令和4年10月4日 | 九州倉本運送株式会社 (法人番号7290802016605) 代表者永田隆治 | 福岡営業所 | 文書警告 | 貨物自動車運送事 業法第17条第4項 | 令和4年8月24日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(3)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項) | 0点 | 0点 |
| | 福岡県遠賀郡岡垣町大字手 野宇土田486-6 | 福岡県糟屋郡粕屋町大字上 大隈656-1 | | | | | |

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和4年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

| 処分年月日 | 事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地 | 営業所の名称及び所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反条項 | 違反行為の概要 | 違反点数付与状況 | |
|------------|---|-----------------------|--------------------------|--|---|--------------|---------------|
| | | | | | | 局内累積 違反点数 | 当該(當) 違反点数 |
| 令和4年10月4日 | 有限会社エース運輸 (法人番号9290002034694) 代表者安部能成 | 本社営業所 | 輸送施設の使用停止 (90日車)、文書警告 | 貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第24条の3 | 令和4年6月2日、監査実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の4)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(10)全従業員に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第4項)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(12)輸送の安全に関わる情報の公表違反(安全規則第2条の8) | 9点 | 9点 |
| | 福岡県福岡市東区原田1丁目45-6 | 福岡県福岡市東区原田1丁目45-6-103 | | | | | |
| 令和4年10月14日 | エル・エムサービス株式会社 (法人番号7290801000576) 代表者歌岡真二 | 本店営業所 | 輸送施設の使用停止 (50日車)、文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第18条第3項 | 令和4年6月9日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の選任(解任)未届出違反(安全規則第19条) | 5点 | 5点 |
| | 福岡県北九州市小倉南区朽網東2丁目30-9 | 福岡県北九州市小倉南区朽網東2丁目30-9 | | | | | |